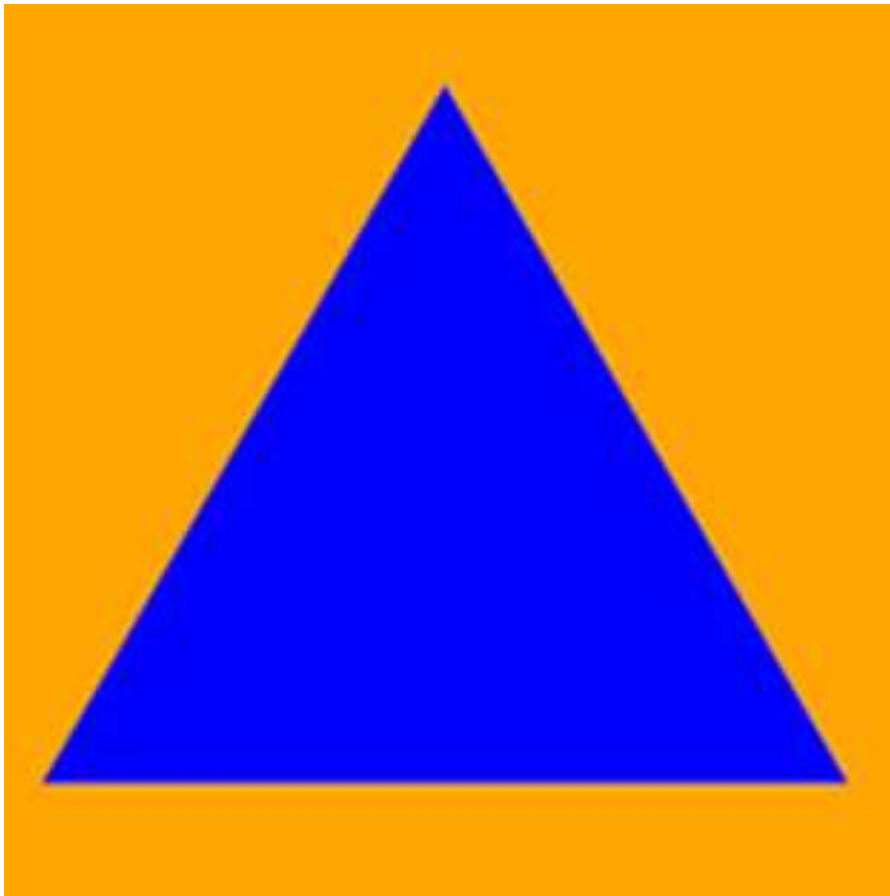


# 湧 水 町

## 避難実施要領モデル



国民保護

## 湧水町避難実施要領モデル

町内において武力攻撃事態や緊急対処事態等の国民保護事案が発生した場合、町は迅速かつ的確に住民を避難させるため、国民保護法第61条により、避難経路、避難手段及び町の体制等、避難に必要な事項を定めた避難実施要領を作成することとされている。

万一、国民保護事案が発生した場合は、可能な限り速やかに避難実施要領を作成する必要があることから、速やかな作成に資するよう、湧水町避難実施要領共通モデルを定め、様々な事案を想定した避難実施要領のパターンを作成するものである。

### 目 次

1	避難実施要領共通モデル	1
2	弾道ミサイル攻撃	4
3	航空攻撃	6
4	大規模イベント会場等への攻撃	8
5	ゲリラ・特殊部隊の攻撃	11
6	着上陸侵攻	14
7	共通的留意事項	18

## 避難実施要領共通モデル

湧水町長

〇月〇〇日現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

#### (1) 避難を必要とする事態の状況

- ア 発生日時  
令和〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分
- イ 発生場所  
〇〇町〇〇地区
- ウ 事態の状況等  
〇〇〇

#### (2) 避難が必要な住民等

- ア 要避難地域  
〇〇町全域（〇〇地区）
- イ 要避難者数  
〇世帯〇名
- ウ 避難開始日時  
令和〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分

#### (3) 関係機関の避難に関する措置等

- ア 国の措置  
国の事態の認定、対策本部長による避難措置の指示、その他の措置
- イ 県の措置  
知事の避難の指示、その他の措置
- ウ 自衛隊、海上保安庁等の措置  
自衛隊の国民保護等派遣、海上保安庁の避難に関する措置等

### 2 避難誘導の方法

#### (1) 避難誘導の全般的方針

避難の対象住民、避難の開始（終了）時期、避難先、避難のための運送手段及び避難誘導にあたり、特に留意する事項その他の避難誘導の基本となる事項

（住民を移動させることが、二次災害につながるおそれがあるときには、屋内避難についても検討する。）

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

町対策本部の設置時期、場所

また、現地対策本部等を設置する場合は、その設置の時期・場所等

イ 町職員の現地派遣

住民の避難誘導等にあたる職員及び消防職員の派遣の時期・場所等

(3) 輸送要領

ア 避難に係る一時避難場所、集合完了時間及び輸送力の配分、避難先等

イ 輸送にあたっての私有車両、私有船舶等の使用規制その他の交通規制等

(4) 避難実施要領の住民への伝達

防災行政無線や広報車等による住民への避難実施要領の伝達方法及び伝達内容

(5) 一時避難場所への移動

ア 避難住民の一時避難場所への移動要領及び移動にあたっての留意事項

イ 要配慮者等の自力避難が困難な者の一時避難場所への移動に対する支援等

(6) 避難誘導の終了

ア 派遣された職員及び消防団は、避難者残留の有無を確認する。

この際、観光客等一時滞在者についても、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。

イ 避難の指示に応じない者には、説得に努めることとし、応じない場合は警察官に要請し又町長の権限により避難を指示する。

ウ 避難を完了した家には、確認容易な場所に避難完了マークを張り付ける。

エ 避難を完了した地区については、必要に応じ、警察に要請し、警備を強化する。

(7) 誘導に際しての留意事項

ア 誘導にあたる職員及び消防団員は、防火服、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、警笛等を携行する。

イ 誘導その他の行動にあたっては、単独行動を避け必ず2人以上で行動し、不審な事象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い又は警察等に通報する。

(8) 住民等に周知する留意事項

ア 爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察等に通報すること。

- イ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、流言飛語に惑わされることなく、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。
- ウ 避難開始までの待機又は一時避難場所への移動に際し、努めて隣近所一緒に行動すること。
- エ 要配慮者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がけ、避難時は避難支援プランを活用して支援する。
- オ 避難時の携行品は、貴重品、最小限の着替え、日用品及び乳幼児の食品等、必要最小限の物を入れたリュック等を1人1個とし、金銭、貴重品及びパスポート運転免許所等の身分証明書は必ず携行すること。
- カ 避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。
- キ 自治会長、消防団及び民生委員等は、住民等の避難の誘導及び避難住民の確認等について、協力して実施する。
- ク 避難対象地区以外の地区の住民は、努めて外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。

#### (9) 安全の確保

避難の誘導にあたる職員及び消防職員等の派遣にあたっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認し、警察又は国民保護等派遣の自衛隊とともに派遣する。

### 3 対策本部各部及び消防本部等の役割

- (1) 湧水町国民保護計画による。
- (2) 上記以外に特別の役割を付与する場合は、その役割を明記する。

### 4 連絡調整先

別紙第1 電話番号一覧

### 5 避難住民の受入、救護活動の支援

避難施設は、町内の避難所等とする。

また、救護が必要な場合は、救護所を設置するとともに、救護活動を行う。

別紙第2 避難所等一覧

## 弾道ミサイル攻撃に対する避難実施要領

湧水町長

○月○日現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

#### (1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時（弾道ミサイルの予想到達日時）

令和○年○月○日午前・午後○時○分

イ 発生場所

湧水町全域

ウ 事態の状況等

弾道ミサイルの発射の兆候又は発射

（ミサイルの着弾地域の予測、生物剤・化学剤の可能性）

#### (2) 避難が必要な住民等

ア 要避難地域

町全域

イ 要避難者数

○世帯○名

ウ 避難開始日時

直ちに避難開始

#### (3) 関係機関の状況等

国は、○日○時、上記事態を武力攻撃と認定し、着弾又は攻撃が予測される鹿児島県湧水町に対し、警報を発令した。

### 2 避難誘導の方法

#### (1) 避難誘導の全般的方針

町は、防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

#### (2) 町の体制

ア 国民保護対策本部の設置

本日○時、町長を本部長とする国民保護対策本部を役場内に設置した。

#### イ 災害対処等の準備

ミサイルによる被害が発生した場合の避難、救護及び災害対処のための準備態勢を整える。

この際、攻撃兵器が、NBC兵器であった場合の対処に留意する。

#### (3) 住民の避難要領等

ア 直ちに、できるだけ密封されたコンクリート屋内等に避難すること。

この際、エアコン・換気扇を止め、窓等は目張りして外気の流入を遮断するとともに、窓のない中央の部屋等に避難すること。

イ 屋内に避難する余裕がない場合は、できるだけ堅牢な遮蔽物の物陰に隠れること。

この際、ガラス破片が落下するおそれのある建物の下は避ける。

ウ 車両内にいる者は、車両を道路外の場所、やむを得ない場合は、道路の左端に駐車して、上記ア・イに準じて避難する。

エ 避難住民の服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用する。

オ 着弾があった現場からは、速やかに離れ、以降、着弾後の状況を踏まえて、別に表示「避難の指示」に従い行動する。

### 3 対策本部各部及び消防本部等の役割

(1) 湧水町国民保護計画による。

(2) 上記以外に特別の役割を付与する場合は、その役割を明記する。

### 4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

別紙第1 電話番号一覧

### 5 避難住民の受入れ、救援活動の支援

避難実施要領共通モデルに準ずる。

避難施設は、町内の避難所等とするほか、最寄りの堅牢な建物内に避難する。

また、救護が必要な場合は、救護所を設置するとともに、救護活動を行う。

別紙第2 避難所等一覧

## 航空攻撃に対する避難実施要領

湧水町長  
○月○日現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

#### (1) 避難を必要とする事態の状況

- ア 発生日時（航空攻撃の予想日時）  
令和○年○月○日午前・午後○時○分
- イ 発生場所  
湧水町全域
- ウ 事態の状況等  
警告を無視した航空機の編隊の接近等、航空攻撃の兆候  
(航空攻撃対象地域の予測、生物剤・化学剤の可能性)

#### (2) 避難が必要な住民等

- ア 要避難地域  
町全域
- イ 要避難者数  
○世帯○名
- ウ 避難開始日時  
直ちに避難開始

#### (3) 関係機関の状況等

国は、○日○時、上記事態を武力攻撃と認定し、着弾又は攻撃が予測される鹿児島県湧水町に対し、警報を発令した。

### 2 避難誘導の方法

#### (1) 難誘導の全般的方針

町は、防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

#### (2) 町の体制

- ア 国民保護対策本部の設置  
本日○時、町長を本部長とする国民保護対策本部を役場内に設置した。



#### イ 災害対処等の準備

航空攻撃による被害が発生した場合の避難、救護及び災害対処のための準備態勢を整える。

この際、攻撃兵器が、NBC兵器であった場合の対処に留意する。

#### (3) 住民の避難要領等

ア 直ちに、できるだけ密封されたコンクリート屋内等に避難すること。

この際、エアコン・換気扇を止め、窓等は目張りして外気の流入を遮断するとともに、窓のない中央の部屋等に避難すること。

イ 屋内に避難する余裕がない場合は、できるだけ堅牢な遮蔽物の物陰に隠れること。

この際、ガラス破片が落下するおそれのある建物の下は避ける。

ウ 車両内にいる者は、車両を道路外の場所、やむを得ない場合は、道路の左端に駐車して、上記ア・イに準じて避難する。

エ 避難住民の服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用する。

オ 着弾があった現場からは、速やかに離れ、以降、着弾後の状況を踏まえて、別に表示「避難の指示」に従い行動する。

### 3 対策本部各部及び消防本部等の役割

(1) 湧水町国民保護計画による。

(2) 上記以外に特別の役割を付与する場合は、その役割を明記する。

### 4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

別紙第1 電話番号一覧

### 5 避難住民の受入れ、救援活動の支援

避難実施要領共通モデルに準ずる。

避難施設は、町内の避難所等とするほか、最寄りの堅牢な建物内に避難する。

また、救護が必要な場合は、救護所を設置するとともに、救護活動を行う。

別紙第2 避難所等一覧

## 大規模イベント会場等を対象とした爆破テロ等に対する避難実施要領

湧水町長

○月○日現在

### 1 事態の状況、避難の必要性（考えられる事態の例）

○日○時、○○体育館において、爆発物と思われる大規模な爆発が発生し、○○体育館の観覧席が一部崩壊して多数の死傷者が出ている模様である。

また、化学剤が散布されたとの未確認情報がある。

### 2 避難誘導の方法

#### (1) 避難誘導の全般的方針

##### ア 事態発生直後の退避

町長は、体育館から半径1000mの地域に警戒区域を設定し、同地域内の住民等に退避を指示し、すみやかに地域外に避難させる。

この際、警戒区域の外周上の要点に避難所・救護所及び化学剤による汚染を除去できるように除染所を設置して、避難住民等の誘導及び救助を実施する。

##### イ 事後の避難

被害地域の拡大及び長期化が予想される場合は、警戒区域を更に拡大するとともに、区域内の観客、住民等により避難を指示して安全な地域に避難させる。

また、状況により、当該区域以外の住民等に対しても外出の自粛を要請する。

#### (2) 町の体制、職員派遣

##### ア 緊急対処事態対策本部の設置

本日○時、国の指定に基づき、町長を本部長とする緊急対処事態対策本部を役場に設置した。

なお、副町長を長とする現地調整所を○○公民館に設置する。

##### イ 職員の現地派遣

警戒区域外の要所に避難所を設置して、職員及び消防を派遣し、避難の誘導及び救助を実施する。

##### ウ 避難場所に救護所を設置して、○○地区医師会救護班の支援を受ける。

エ 警戒区域内（発生場所を含む。）の避難誘導及び化学剤除染等のため、自衛隊の国民保護等派遣の要請を県に要請する。

### (3) 避難の方法

#### ア 事態発生直後の退避

(ア) 爆発音又は銃撃音のする地点から離れるように風下方向に避難する。

この際、警戒区域の外周までは徒歩により避難する。

(イ) 自力避難が困難な者又は安全に避難できない者は、誘導員による避難の誘導があるまで、近隣の堅牢な建物等のつとめて上の階に避難する。

(ウ) 県道○号線を主要避難経路として、警察等に対し優先的に安全の確保を要請する。

(エ) 警戒区域の外側の要所に設置した避難所・救護所において、避難者の受入・識別及び応急救護を実施する。

(オ) 化学剤による汚染の兆候を示す者に対しては、他の避難住民等と隔離し除染及び応急治療を実施する。

(カ) 避難所・救護所には避難用のバス・救急車等を配置し、所定の避難施設、病院等に搬送する。

#### イ 事後の避難

(ア) 被害地域の拡大及び長期化が予想される場合は、警戒区域を更に拡大するとともに、区域内の住民等に避難を指示して安全な地域に避難させる。

※ 避難輸送計画は、本事態に該当すると判断されている全ての地区・住民等を対象に、集落等の単位で住民数（要援護者の数）、所要輸送力、避難集合場所、避難経路等を計画する必要がある。

(イ) 状況により、当該区域外の住民等に対し外出の自粛を要請する。

### (4) 退避の指示及び避難の指示の住民への伝達

#### ア 防災行政無線や広報車等により退避（避難）の指示を住民に伝達する。

この際、近隣の大規模施設や自治会長等に対しても電話等で伝達し、住民への確実な伝達と錯誤の防止を図る。

イ 観光客や外国人に対しても確実に伝達できるよう、集客施設、宿泊施設及び観光協会、国際交流協会等へ伝達する。

ウ 報道事業者に退避の指示の内容を提供し、放送を要請する。

### (5) 安全の確保

ア テログループが潜伏している可能性がある場合は、町職員、消防による避難誘導は、警戒区域から外側の地域とし、警戒区域内の避難誘導は、警察及び自衛隊に要請する。

イ 化学剤のおそれがある場合は、避難誘導にあたる職員及び消防職員に防護服を着用させ又は除染後の誘導を実施させ二次被害の発生を防止する。

### **3 各部の役割**

- (1) 湧水町国民保護計画による。
- (2) 上記以外に特別の役割を付与する場合は、その役割を明記する。

### **4 連絡・調整先**

避難実施要領共通モデルに準ずる。

別紙第1 電話番号一覧

### **5 避難住民の受入れ、救援活動の支援**

避難実施要領共通モデルに準ずる。

避難施設は、町内の避難所等とするほか、最寄りの堅牢な建物内に避難する。

また、救護が必要な場合は、救護所を設置するとともに、救護活動を行う。

別紙第2 避難所等一覧

## ゲリラ・特殊部隊の攻撃の場合

湧水町長  
〇月〇〇日現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

#### (1) 避難を必要とする事態の状況

- ア 発生日時  
令和〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分
- イ 発生場所（又は発生施設）  
〇〇地区
- ウ 事態の状況等
  - (ア) ゲリラ・特殊部隊の潜入・潜入拠点の構築
  - (イ) 重要な生活関連施設の破壊

#### (2) 避難が必要な住民等

- ア 要避難地域  
湧水町〇〇地区
- イ 要避難者数  
〇世帯〇名
- ウ 避難開始日時  
令和〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分

#### (3) 関係機関の避難に関する措置等

- ア 国は、〇日〇〇時、湧水町〇〇地区にゲリラが潜入したと判断し、同地区の住民の避難について、鹿児島県知事に避難措置を指示した。
- イ 知事は、〇日〇〇時、湧水町〇〇地区の住民に対し、避難を指示した。
- ウ 県警察は、同地区に通ずる道路を封鎖し、ゲリラの捜索を実施中である。
- エ 知事の要請により、陸上自衛隊〇〇部隊が国民保護等派遣を実施する。

### 2 避難誘導の方法

#### (1) 避難誘導の全般的方針

町は、警察・自衛隊により、避難路の安全を確保した後、〇〇地区の住民を〇〇市へ避難させる。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 緊急事態対策本部の設置

本日午前〇時〇分、町長を本部長とする緊急対処事態対策本部を役場内に設置した。また、現地対策本部を〇〇地区に設置した。

イ 職員の現地派遣

自衛隊の派遣部隊とともに各一時避難場所に職員を派遣し、自治会長及び消防団と協力し、避難住民の確認及び誘導を実施する。

(3) 輸送要領

ア 各地区ごとの一時避難場所、集合完了時間及び輸送力の配分、経路等

イ 〇〇集落については、一時避難場所までは、自家用車の使用を許可する。

また、武装工作員の潜入地域に近い〇〇集落については、警察・自衛隊が各家を戸別に訪問し、警察・自衛隊の車両により一時避難場所に避難させる。

ウ 避難経路が遮断された場合は、別に計画するところにより、海上保庁の巡視船又は自衛隊のヘリコプターにより避難させる。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

防災行政無線や広報車等により、住民へ避難実施要領を伝達する。

(5) 一時避難場所への移動にあたっての留意事項

要配慮者等の自力避難が困難な者の一時避難場所への移動に対する支援等を行う。

(6) 避難誘導の終了

ア 派遣された職員及び消防団は、避難者残留の有無を確認する。

この際、観光客等一時滞在者についても、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。

イ 避難の指示に応じない者には、説得に努めることとし、応じない場合は警察官に要請し又町長の権限により避難を指示する。

ウ 避難を完了した家には、確認容易な場所に避難完了マークを張り付ける。

エ 避難を完了した地区については、必要に応じ、警察に要請し、警備を強化する。

(7) 誘導に際しての留意事項

ア 誘導にあたる職員及び消防団員は、防火服、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、警笛等を携行する。

イ 誘導その他の行動にあたっては、単独行動を避け必ず2人以上で行動し、不審な事象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い又は警察等に通報する。

#### (8) 住民等に周知する留意事項

- ア 爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。  
また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察等に通報すること。
- イ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、流言飛語に惑わされることなく、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。
- ウ 避難開始までの待機又は一時避難場所への移動に際し、努めて隣近所一緒に行動すること。
- エ 要配慮者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がけ、避難時は避難支援プランを活用して支援する。
- オ 避難時の携行品は、貴重品、最小限の着替え、日用品及び乳幼児の食品等、必要最小限の物を入れたリュック等を1人1個とし、金銭、貴重品及びパスポート、運転免許所等の身分証明書は必ず携行すること。
- カ 避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。
- キ 自治会長、消防団及び民生委員等は、住民等の避難の誘導及び避難住民の確認等について、協力して実施する。
- ク 避難対象地区以外の地区の住民は、努めて外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。

#### (9) 安全の確保

- ア 避難誘導にあたる職員及び消防職員等は、警察又は国民保護のため派遣される自衛隊とともに派遣する。
- イ 避難の開始は、警察・自衛隊が誘導のための展開を終了した後とする。

### 3 対策本部各部及び消防本部等の役割

- (1) 湧水町国民保護計画による。
- (2) 上記以外に特別の役割を付与する場合は、その役割を明記する。

### 4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

### 5 避難住民の受入れ、救援活動の支援

避難実施要領共通モデルに準ずる。

## 着上陸侵攻に対する避難実施要領

湧水町長

〇月〇〇日現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

#### (1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時

令和〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分

イ 発生場所

〇〇地区

ウ 事態の状況等

特殊部隊の攻撃、航空攻撃等及び侵攻部隊・輸送艦船の集結等の着上陸侵攻準備の顕在化

#### (2) 避難に関する関係機関の措置等

ア 国は、X国による大隅半島からの着上陸侵攻の可能性が極めて高いと判断し、大隅地域振興局及び始良・伊佐地域振興局管内全域の住民を避難させる必要があるとして、鹿児島県知事に当該地域の住民の避難措置を指示した。

イ 県の措置

鹿児島県知事は、〇日〇〇時、前記地域の住民に対し、避難を指示した。

### 2 避難誘導の方法

#### (1) 方針

町は、前記地域の避難指示に基づき、全住民及び滞在者等について、明日〇時避難を開始し、県からの割当てを受けたバス、航空機及び船舶等をもって、約1週間を目途に薩摩半島への避難を完了する。

この際、児童・生徒及び要配慮者等の避難を優先するとともに、状況により、奄美群島の市町村へ一時避難を実施する。

#### (2) 町の体制

ア 国民保護対策本部の設置

本日〇時、町長を本部長とする国民保護対策本部を役場内に設置した。

イ 災害対処等の準備

ミサイルや航空攻撃による被害が発生した場合の避難、救護及び災害対処のための準備態勢を並行して整えた。



ウ 職員の現地派遣

薩摩半島への避難出発地となる避難集合場所へ避難者の確認及び誘導のための職員等を派遣する。

エ 避難先連絡所の設置

明日午後〇時以降、県及び鹿児島市の支援を受け、避難先連絡事務所を鹿児島市〇〇会館（住所：〇〇）に設置する。

(3) 避難の優先区分及び人員数

ア 幼児・児童（小学3年以下）及び保護者1名並びに介護施設等入居者及び付添者

幼児：〇〇名（保護者〇〇名）

児童：〇〇名（保護者〇〇名）

入院患者：〇〇名（付添者〇〇名）

介護施設等入所者：〇〇名（付添者〇〇名）

合計〇〇〇名

イ 学童・生徒（小学4年～中学3年生）及び引率教諭（学年単位1名）

学童・生徒：〇〇名（引率教諭〇〇名）

合計〇〇〇名

ウ 要配慮者（要配慮者には介護者1名）

要配慮者：〇〇名（介護者〇〇名）

合計〇〇〇名

エ 一時滞在者

合計〇〇〇名

オ 一般住民

合計〇〇〇名

カ 職務指定者

合計〇〇〇名

(4) 避難者リストの作成

ア 各自治会長、小中学校長及び介護施設等管理者は、前項優先順位区分ごとの避難者リストを作成し、本日午前〇時まで提出する。

イ 宿泊施設管理者は、本日午前〇時現在の宿泊者について避難リストを作成し、明日午前〇時まで提出する。

なお、その他の滞在者は、直接、対策本部に届け出るものとする。

## (5) 避難要領

### ア 避難の単位

避難は、避難の優先順位区分ごとに、各集落、学校及び各介護施設等の単位で実施する。

### イ 避難輸送割当て

町の地域防災計画に準ずる。

### ウ 避難集合場所への移動

港湾、空港までのチャーターバスの発着場となる公民館、各小中学校への移動は要配慮者等の特に指定を受けた者を除き、徒歩により移動する。

### エ 避難者の確認

避難集合場所の公民館においては、自治会長、消防団員等が、港湾、空港においては職員が、避難者リストに基づき避難者を確認する。

### オ 奄美群島への一時的な避難

奄美群島への一時的な避難を必要とする場合の避難については、各輸送機関等のバス、航空機及び船舶等を一括運用して、安全な地域への搬送が実施されるが、細部については、当時の状況により別途計画する。

## (6) 避難要領の通知・伝達

### ア 避難要領の通知

各集落、小中学校、介護施設単位に、避難日の前日午後6時までに、自治会長、消防団長に避難輸送割当てを通知する。

### イ 住民への伝達

防災行政無線及び広報車等により逐次情報を伝達するとともに、自治会長、消防団長等を通じ、避難輸送割当てを通知する。

## (7) 避難の完了

ア 自治会長、消防団等は、避難の完了した家には、確認容易な場所に避難完了マークを張付ける。

イ 避難に応じない者に対しては、警察に要請し又は町長の権限により避難を指示する。

## (8) 避難完了地区の警備

避難を完了した地区については、必要に応じ、警察に要請し、警備を強化する。

### **3 対策本部各部及び消防本部等の役割**

- (1) 湧水町国民保護計画による。
- (2) 上記以外に特別の役割を付与する場合は、その役割を明記する。

### **4 連絡・調整先**

避難実施要領共通モデルに準ずる。

### **5 避難住民の受入れ、救援活動の支援**

#### (1) 救援活動

避難所における食料その他の生活必需品及び医療等については、県及び避難先市町村の支援を受ける。

- (2) 大隅地方への避難後、知人宅その他に避難する者は、鹿屋連絡所又は避難所管理者に届け出た後、移動する。

※ その他は、避難実施要領共通モデルに準ずる。

## 共通的留意事項

### NBC攻撃が使用された場合の留意事項

#### 1 核兵器

##### (1) 核兵器の特性

- ア 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は、放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する残留放射線によって生ずる。
- イ ダーティボムは、爆弾と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比較して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
- ウ 放射性物質又は放射線の存在は、五感では感知できない。
- エ 原因となる放射性物質や放射線種の特が困難である。

##### (2) 住民の避難要領

- ア 熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。
- イ 核攻撃に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難する。
- ウ 避難にあたっては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用して、風下を避け極力風向きと垂直方向に避難する。
- エ 木造家屋内に所在する者は、外部被ばくの低減効果及び内部被ばくの防止効果も踏まえ、状況により、放射線の遮蔽効果が大きいコンクリート建物への退避を検討する。
- オ ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍のコンクリート建物等に避難する。

##### (3) 避難誘導に際しての留意事項

- ア 核による被害が起きた場合は、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供できるよう、平素から情報を整理しておく。
- イ ミサイル等による攻撃の場合、当初は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設への避難を指示される。

ウ 核攻撃に伴う熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設等へ避難するよう誘導し、熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射性降下物の影響をうけるおそれのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう誘導する。

エ 避難誘導は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるとともに、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させる。

オ 避難住民に対しては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるよう指示するとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想される時は、安定ヨウ素剤の服用を指示し、内部被ばくの低減に努める。

カ 国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被害情報を直ちに報告する。

キ 汚染地域への立入制限を確実にいき、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。

ク 必要な資器材

防護マスク、線量計・線量率計、放射線防護服、手袋、ブーツ、ゴーグル

#### (4) 医療

ア 県からの要請に応じ、救護班の編成と被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動の実施を補助する。

イ 内閣総理大臣から緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもとトリアージや汚染、被ばくの程度に応じた医療の実施を補助する。

#### (5) その他の措置

ア 核攻撃等による被害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被害情報を直ちに報告する。

イ 汚染地域への立入制限を確実にいき、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。

## 2 生物兵器等

### (1) 生物兵器の特性

ア 人に知られることなく散布することが可能である。

イ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。

ウ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。

### (2) 住民の避難要領

生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。

### (3) 避難誘導に際しての留意事項

ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密封性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう誘導する。

イ ミサイル等による攻撃の場合、当初は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設等への避難を指示される。

その後、着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じて、他の安全な地域への避難を指示される。この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

ウ 措置にあたる職員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被害者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

エ 必要な敷材

ガスマスク、ガス検知器、化学防護服

### (4) 医療

県からの協力要請に応じ、救護班の編成や医療活動の実施を補助する。

### (5) その他の措置

ア 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被害者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

イ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

### 3 NBC対処の共通措置

#### (1) 退避の指示等

NBC攻撃が行われた場合、被害現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して避難が指示され、必要に応じ町長は退避を指示する。

#### (2) 警戒区域の設定

NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の範囲は、風向・風速等の気象条件や汚染物質の特性等を考慮して決定する。

#### (3) 被害者の救助

消防は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被害者の救助のための活動を行う。

この際、被害者の情報や必要となる物的・人的資源について、避難住民や消防等からの情報を集約して、国及び県に対して迅速な支援要請を行う。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被害者の心のケアに努める。

#### (4) 汚染による被害の防止

ア 放射線降下物等による汚染された農作物等による健康被害を防止するため、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、住民に注意を呼びかける。

イ 生活用水が汚染された場合には、給水の制限等の措置を講ずる。

#### (5) 町長の権限

汚染の拡大を防止するため、知事の要請に基づき、次の権限を行使する。

ア 食料品、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する移動の制限又は禁止、給水の制限又は禁止の命令

イ 生活の用に供する水の管理に対する使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止の命令

ウ 食料品、衣類、寝具その他の物件の廃棄

エ 建物への立入り制限又は禁止、建物の閉鎖

オ 交通の制限、交通の遮断

## 夜間における留意事項

### 1 全 般

夜間においては、夜闇に対する恐怖心、行動の制約及び指示伝達や統制の困難性等があることから、避難はつとめて昼間に行うことが望ましいが、夜間に避難する場合は、その特性に十分配慮して実施する。

### 2 住民の避難要領

防災行政無線及びラジオ、テレビ等で事態の状況や避難の指示等に関する情報を確実に把握し、流言飛語に惑わされないよう落ち着いて行動する。

この際、努めて隣近所一緒に避難する。

### 3 避難誘導に際しての留意事項

- (1) 夜間の避難においては、夜闇に対する恐怖心や行動の制約を生じやすいことから、ゲリラ等による攻撃のおそれがある場合を除いては、避難集合場所及び集合場所までの経路への照明の設置及び誘導員の増加配置等、避難住民の不安の軽減を図るとともに、避難の準備や避難のための時間にできるだけ十分な余裕を持って計画する。
- (2) 特に要配慮者等の避難に配慮するとともに、避難に応じない住民や避難の漏れがないよう確認する。

この際、自主防災組織の積極的な協力を得るよう努める。



## 電話番号一覧

関係機関	名 称	連 絡 先	住 所	
県	鹿児島県庁	099-286-2111	鹿児島市 鴨池新町 10-1	
	鹿児島県土木部 監理課	099-286-3483		
	鹿児島県土木部 河川課	099-286-3586		
	鹿児島県土木部 道路維持課	099-286-3564		
	鹿児島県危機管理防災局 危機管理課	099-286-2268		
	始良・伊佐地域振興局 総務企画課	0995-63-8106	始良市 加治木町 諏訪町 12	
	始良・伊佐地域振興局 農林水産総務課	0995-63-8143		
	始良・伊佐地域振興局 建設総務課	0995-63-8343		
	始良・伊佐地域振興局 始良保健所	0995-44-7951	霧島市 隼人町 松永 3320-16	
	伊佐湧水警察署	0995-22-0110	伊佐市 大口 里 2786-1	
消 防 組 合	伊佐湧水消防組合消防本部	0995-22-0119	伊佐市 大口目丸 132-1	
	南消防署	0995-74-3021	湧水町 米永 474	
	吉松分遣所	0995-75-2605	湧水町 川西 1128-1	
国 交 省	川内川河川事務所	0996-22-3271	薩摩川内市 東大小路町 20-2	
	川内川河川事務所 菱刈出張所	0995-26-2459	伊佐市 菱刈 川南 78-1	
	川内川河川事務所 京町出張所	0984-37-1151	えびの市 大字向江 1008-9	
気 象 庁	鹿児島地方气象台	099-250-9911	鹿児島市 東郡元町 4-1	
自 衛 隊	陸上自衛隊国分駐屯地	0995-46-0350	霧島市 国分福島 2-4-14	
	陸上自衛隊えびの駐屯地	0984-33-3904	えびの市 大字大河平 4455-1	
市 町 村	伊佐市	0995-23-1311	伊佐市 大口 里 1888	
	霧島市	0995-45-5111	霧島市 国分中央 3-45-1	
	始良市	0995-66-3111	始良市 宮島町 25	
	えびの市	0984-35-1111	えびの市 大字栗下 1292	
	さつま町	0996-53-1111	さつま町 宮之城屋地 1565-2	
医 療	始良地区医師会	0995-42-1205	霧島市 隼人町内山田 1-6-62	
建 設 業	栗野建設同志会（松林組内）	0995-74-5940	湧水町 幸田 901	
	吉松建設同志会（高橋組内）	0995-75-3397	湧水町 川添 1436	
高 速 道 路	西日本高速道路	宮崎高速道路事務所	0985-89-2535	宮崎市 大字富吉 字釘ノ前 1389-1
	株式会社九州支社	鹿児島高速道路事務所	0995-63-4551	始良市 加治木町 反土 1466

## 避難所等一覧

避難所名	連絡先	住所
※ 栗野保健センター	0995-74-3111 (健康増進課)	湧水町 米永 445-8
いきいきセンターくりの郷	0995-74-3111 (健康増進課)	湧水町 米永 411-1
※ 栗野小学校体育館	0995-75-2142 (教育総務課)	湧水町 木場 880-1
※ 栗野中学校体育館	0995-75-2142 (教育総務課)	湧水町 木場 790
上場小学校体育館	0995-75-2142 (教育総務課)	湧水町 木場 4115-1
※ 轟小学校体育館	0995-75-2142 (教育総務課)	湧水町 恒次 1043
幸田コミュニティセンター	0995-75-2142 (生涯学習課)	湧水町 幸田 1767-2
彦崎公民館	0995-74-3111 (総務課)	湧水町 北方 1800-6
北方コミュニティセンター	0995-75-2142 (生涯学習課)	湧水町 北方 2081-1
田尾原集落センター	0995-74-3111 (総務課)	湧水町 田尾原 97-1
二渡公民館	0995-74-3111 (総務課)	湧水町 恒次 1056-2
上場地区農業構造改善センター	0995-75-2142 (生涯学習課)	湧水町 木場 4118-1
老竹地区コミュニティセンター	0995-75-2142 (生涯学習課)	湧水町 木場 5354
長谷地区林業集会センター	0995-75-2142 (生涯学習課)	湧水町 木場 2396-1
坂元公民館	0995-74-3111 (総務課)	湧水町 坂元 3368-1
※ 吉松保健センター	0995-74-3111 (健康増進課)	湧水町 中津川 603
※ 吉松中央公民館	0995-75-2142 (生涯学習課)	湧水町 川西 845-1
鶴丸地区生活改善センター	0995-75-2142 (生涯学習課)	湧水町 鶴丸 589-1
※ 上中津川地区コミュニティ供用施設	0995-75-2142 (生涯学習課)	湧水町 中津川 1733-16
川添地区生活改善センター	0995-75-2142 (生涯学習課)	湧水町 川添 957-2
般若寺地区生活改善センター	0995-75-2142 (生涯学習課)	湧水町 般若寺 301-2
※ コミュニティ防災センター	0995-74-3111 (総務課)	湧水町 川西 923-2
※ 下川西地区コミュニティ供用施設	0995-75-2142 (生涯学習課)	湧水町 川西 1501-10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の細部運用は、湧水町地域防災計画（一般災害対策編（別冊））による。</li> <li>・ 原子力災害が同時に生じた場合は、上記施設を避難元自治体が使用する予定であり、本町住民は、別に表示自主避難場所（避難適地）を使用するものとする。 細部は、薩摩川内市、阿久根市との調整によるほか、当時の状況による。</li> </ul>		

※印：緊急一時避難施設（コンクリート造り等の堅ろうな建築物）9施設

## 自主避難場所（避難適地）

栗野地域		吉松地域	
1 ※ 栗野庁舎		1 ※ 吉松中学校	
2 青少年自立自興館		2 ※ 吉松小学校	
3 稲葉崎集会所		3 吉松幼稚園	
4 稲葉崎下集会所		4 ※ 吉松庁舎	
5 広田集落センター		5 ※ 中津川地区コミュニティセンター	
6 上村集会所		6 ※ 永山地区集会所	
7 植村集落センター		7 ※ 県営住宅集会施設（県施設）	
8 御前野集落センター		8 ※ 柳丸地区集会所	
9 大牟礼西公民館		9 ※ 加治屋地区集会所	
10 大牟礼東公民館		10 麓公民館	
11 幸田頭公民館		11 下川添集出荷施設	
12 松本公民館		12 四ツ枝前公民館	
13 幸田南公民館		13 四ツ枝後公民館	
14 川南西公民館		14 中野公民館	
15 大王集落センター		15 山下地区集会所	
16 竹迫集会所		16 山下スカイパーク	
17 会田公民館		17 魚野公民館	
18 下坂元公民館		18 松山集会所	
19 馬場迫公民館		19 柿木集会所	
20 別府公民館		20 古川集会所	
21 佃地区農業構造改善センター		21 J R 吉松駅（観光S L 会館）	
22 竹田集会所		22 竹中池公園	
23 轟地区トレーニングセンター		23 ※ 湧水町商工会支所	
24 塔之原ニュータウン集会所		24 ※ 吉松体育館	
25 栗野岳ログハウス			
26 上郡公民館			
27 真中馬場集落センター			
28 中郡前公民館			
29 中郡後公民館			
30 ※ 栗野防災センター			
31 米永地区コミュニティセンター			
32 丸池公園			
33 栗野岳レクリエーション村			
34 J R 栗野駅（湧水町観光協会）			
35 西下場地区公民館			
36 ※ 栗野中央公民館			
37 ※ 鹿児島県霧島アートの森（県施設）			
	37施設		24施設
			61施設

※印：緊急一時避難施設（コンクリート造り等の堅ろうな建築物） 14施設